

給与支払報告書の提出について

日頃は、当町税務事務に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この総括表は、**牟岐町提出用**です。

「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出の際には右の総括表をあわせてご提出お願いいたします。なお、**提出期限は1月31日**です。

また、右の総括表をご使用の場合は、他の汎用等の総括表は不要です。

【提出先】

〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町役場 税務会計課

電話番号 0884-72-3410

このミシン目より切り離し、個人別明細書とあわせて提出してください。

給与支払報告書(総括表)

牟岐町長 殿

令和 年 月 日提出

| | | |
|-----|---------|--|
| 種 別 | 整 理 番 号 | |
| ※ | ※ | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------|--------------------------|--------|
| 給与の支払期間 | 年 月分 から 月分まで | | | | | | | | | | 提出区分 | 年 間 分 退 職 者 分 | |
| 給与支払者の 個人番号又は 法 人 番 号 | | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | 事業種目 | 人 | |
| 給与支払者の 氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | 受給者総人員 |
| 所得税の源泉徴収を している事業所又は 事業所の名称 | | | | | | | | | | | 牟岐町への 報告人員 | 特別徴収 住民税を 給与天引 | 人 |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | 普通徴収 該当理由書に 記載した人数 | 人 |
| 同上の所在地 | 〒 | | | | | | | | | | | 計 | 人 |
| 給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名 | | | | | | | | | | | 給与の支払方法 及びその期日 | 人 | |
| 連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号 | (フリガナ) 氏 名 電 話 | | | | | | | | | | | | |
| 関与会計事務所 等の名称及び 電 話 番 号 | (フリガナ) 氏 名 電 話 | | | | | | | | | | 他社分給与を含んでいますか はい・いいえ | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |

総括表の記載注意事項

- この給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により提出してください。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなった者 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は右詰めで記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者について記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「牟岐町への報告人員」欄には、牟岐町に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者の人員の延べ人数を記載してください。
- 「普通徴収該当理由書に記載した人数」欄には、別紙「個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙」に記入した合計の人数を記載してください。なお、この欄に記載がある場合は必ず「個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙」の提出が必要です。理由書の提出がない場合や記入に不備がある場合は、原則、特別徴収対象者として取り扱われますのでご注意ください。

※この総括表は牟岐町ホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2019051100018/>)